

2024 年度働き方改革推進事業のご案内

～働き方改革に取り組む企業を支援します～

千葉県経営者協会では、働き方改革関連法の円滑な施行に向けて、特に中小企業・小規模事業者における働き方改革の実施を支援する取り組みを行っております。

本年度は、働き方改革に関する各種セミナーの開催のほか、働き方改革全般に関するご相談をお受けする相談会を実施いたします。

当協会ホームページにて順次お申し込みを受け付けてまいりますので、ぜひご参加いただきますようお願い申し上げます。

また開催日が過ぎましたセミナーに関しましても、ご興味のある内容がございましたら下記問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

内 容	講 師	日 時 場 所
第 3 回労務法制委員会 「問題社員への対応と法的留意点」	弁護士法人リバーシティ法律事務所 弁護士 荒川 俊也 氏	7 月 30 日 (火) 14:00～16:30 千葉県経営者会館
千葉経協労働法フォーラム ①労働時間管理の法的リスクと対策 ②ハラスメント対策及び その対応に関する留意点 ③近時の重要労働裁判例解説と実務ポイント	弁護士法人リーガルプラス 弁護士法人リバーシティ法律事務所 けやき総合法律事務所	10 月 31 日 (木) 9:30～17:00 TKP ガーデンシティ千葉
第 5 回労務法制委員会 「労働時間管理の実務と法的留意点」	弁護士法人リーガルプラス 成田法律事務所 弁護士 宮崎 寛之 氏	1 月 22 日 (水) 15:00～17:00 千葉県経営者会館

問合せ先 一般社団法人千葉県経営者協会 長江
TEL 043-246-1158 E-Mail nagaet@chibakeikyo.jp

第3回労務法制委員会

委員長 江口 孝 氏

(京葉瓦斯㈱ 取締役社長 社長執行役員)

7月30日(火)、第3回労務法制委員会が33会員42名の参加のもと開催された。今回は、弁護士法人リバーシティ法律事務所の荒川弁護士を講師に招き「問題社員への対応と法的留意点」をテーマに講義が行われた。



講義は始めに問題社員対応は解雇を避け円満な解決を目指すことが基本的なスタンスであることが説かれ①能力不足社員への対応、②協調性欠如社員への対応、③勤務態度不良社員への対応、④メンタルヘルス不調に起因する問題行動への対応、⑤私生活上

ルス不調に起因する問題行動への対応、⑤私生活上の問題行動への対応、⑥ハラスメント行為等トラブルメーカーへの対応の各カテゴリーに分け、これまでの判例による対応方と注意点、ポイントについて講師より詳しく解説が行われた。



講義は最後に講師から、これまで説明したいわゆる問題と言われる社員がいる場合は、他社員のモチベーションや作業効率の低下に繋がる恐れがあることに加え、指導方法等の対応を誤ると労働紛争にも発展しかねる事態となる。本講義で紹介した留意すべき対応が各企業で発生した場合の一助としてほしい旨が説かれ、委員会は終了した。